

株式会社北日本建築検査機構
適合証明業務手数料規程

(趣旨)

第1条 この適合証明業務手数料規定は、株式会社北日本建築検査機構業務規程（以下「業務規程」という。）に基づき、株式会社北日本建築検査機構（以下「機構」という。）が実施する適業証明業務に関する手数料について、必要な事項を定める。

(手数料の額)

第2条 業務規程第20条第1項に規定する適合証明業務の検査手数料の額は、別記のとおりとする。

(手数料の減額)

第3条 特別な事情がある場合は、前条に定める手数料について減額することができる。

(手数料の徴収時期及び納入方法)

第4条 手数料の徴収時期は、それぞれの検査時期ごとに原則として「設計検査に関する通知書」の交付の日、中間現場検査の前日及び竣工現場検査日の前日までとする。また、納入方法は、銀行振込又は現金納入のいずれかとする。

附則

この規程は、令和元年7月16日から施行する。